

# 令和8年度次世代自動車普及啓発事業委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度次世代自動車普及啓発事業

## 2 委託の目的

次世代自動車（EV・PHV・FCV）に対する様々な懸念点（航続距離、電気料金、充電など）を払拭し、次世代自動車の魅力を分かりやすく県民へ啓発することにより、県内の機運醸成、ガソリン車からの早期転換を促進する。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 委託事業の内容

- (1) 県YouTubeチャンネル「環境ふくい推進協議会」内で掲載している、「次世代自動車の普及啓発動画」（以下「本編動画」とする。）に関して、視聴者を誘導するためのショート動画の企画・作成
  - ・動画はYouTubeへの掲載を想定とし、1作30秒程度で2種類以上作成すること。
  - ・見た人がSNS等で動画を拡散したくなるようなインパクトや話題性がある内容とすること
  - ・制作する動画についてテーマ、ターゲットを明確にすること
  - ・オリジナルのキャッチコピーや県公式マスコットキャラクターなどを盛り込むこと
  - ・地元の事業者やタレント等の起用も検討し、視聴者が福井県の魅力を実感できる内容とすること
  - ・本業務においては、動画そのものの訴求力を持たせるとともに、利用者やターゲットに合った内容とし、例えばストーリー仕立てや映画仕立てにしたり、特に広告として配信する最初の5秒間を重視したりするなど見てもらえるための工夫をすること
  - ・資料の企画および制作（取材アポイント取りなどの取材一式を含む）は、本件業務の受託者が担当する。企画および制作に関する細部については、福井県と受託者との打ち合わせを経て決定する。
  - ・資料作成にあたっては、必要に応じて現地での取材を行い、テーマに関連する場所、施設や関係者の写真を撮影するとともに、関係者へのインタビュー等を行い、資料に掲載すること。
  - ・国や県が取り組んでいる施策や事業の概要を客観的データや統計資料などを織り交ぜながら、分かりやすい視点で取り上げること。また、費用面でのシミュレーションにおいては、総合的な視点から次世代自動車転換時における費用対効果を示すことができる構成になるよう工夫すること。
- (2) (1) を活用した本編動画のPR
  - ・(1) で作成したショート動画をSNSによるWEB広告として発信し、本編動画を広報すること。広報による本編動画の再生回数は合計100万回以上を目標とする。各動画の配信数の内訳については、事業者の提案とする。
  - ・掲載にあたっては、動画の魅力を高めるのに効果的なデザインのサムネイルや概要欄文を作成すること
  - ・二次利用にかかる一切の費用は委託料に含むこと

(3) (1) および県の既存制作物を利用した提案事業（任意）

- ・ 広報動画の作成後、より多くの県民・県内企業に対して普及啓発を図るため、受託者において実施可能な独自の広報手法があれば提案すること。
- ・ 動画の視聴結果に基づき、年齢、嗜好、視聴時間などの項目で集計した傾向や今後の動画等の活用案を随時分析・提案すること

## 5 再委託の制限

- (1) 本業務に関する主たる部分については原則として第三者に再委託することはできない。  
※主たる部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等のことをいう。
- (2) 主たる部分以外については、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要およびその体制と責任者を明記の上、事前に主催者に書面にて報告し、承諾を得なければならない。
- (3) ただし、書類作成、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、消耗品購入など軽微な業務の再委託については、福井県の承諾を必要とせず、受託者から福井県への報告により、業務の一部を再委託することを可能とする。

## 6 実施体制

事業実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施等のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。

また、福井県および必要に応じて県内自動車販売店等と綿密な連携をとりながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

## 7 委託の条件

- (1) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保、その他付随する業務全般を受託者が実施すること。
- (2) 本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、福井県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

## 8 成果物の納品

- (1) 全ての委託業務が完了後、速やかに業務実績報告書を作成し、福井県へ提出すること。
- (2) 成果物のうち、4委託事業の内容（1）の1種類目は優先的に作成し9月末日、その他の広報資料の成果物（4委託事業の内容（1）の2種類目以降）は10月末日までに納入すること。

## 9 著作権等の権利

- (1) 成果物の著作権等の権利（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、福井県に帰属するものとする。また、受託者は成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととし、二次利用できることを原則とする。
- (2) 他人の名誉、信用、プライバシー権、著作権・肖像権、その他の権利を侵害しないこと。また、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。成果物について第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受託者は自己の責任において解決を図るものとし、福井県は一切の責任を負わない。

## 10 秘密保持

- (1) 受託者は、福井県に提出した成果物等を本業務以外では使用しないこと。
- (2) 本業務に関して、受託者が福井県から受領又は閲覧した資料等は、福井県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た福井県および事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 11 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書又は事業計画書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福井県と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、福井県の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、福井県と協議しなければならない。